

令和3年度 学童保育利用料軽減申請書 (途中入所者等用)

徳島市
受付印

徳島市長 殿

次のとおり、学童保育利用料軽減給付金の支給を申請します。
なお、申請に当たり、記載の誓約・同意事項について、同意します。

記入日 令和 年 月 日

1. 申請者

※ 申請者は、利用料の支払者(原則として、学童保育利用の児童の保護者またはその配偶者)としてください。

フリガナ 氏名	児童との 続柄	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	現住所 【住所】	
※ 本人確認書類を添付してください		年 月 日		
日中連絡が取れる電話番号	勤務先または学校など (令和3年4月1日時点)	令和2年1月1日時点の住所 上記と異なる場合のみ記入 都道府県 市区町村		
金融機関名	支店名	分類	口座番号	名義人
銀行等	本・支店 本・支所・出張所 店番号	1 普通 2 当座		※カタカナで記入してください。

(枠内記入不要)	
本人 確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	<input type="checkbox"/> パスポート
	<input type="checkbox"/> 在留カード
	<input type="checkbox"/> その他
【 】	
本人確認実施者	

(枠内記入不要)

口座の写し

有・無

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。

※ 長期間、入出金のない口座を記入しないで下さい。

11月以降の申請となった理由(該当欄に「✓」をし、その他の場合は詳しく記述してください)

※ 理由が適切でないと判断される場合は却下することがあります。

- 世帯状況等に変更があったため【変更日: 年 月 日】
- その他

2. 軽減対象要件の該当状況 ※ 下記のうち、該当する要件の左欄に「✓」を記入してください。

- 世帯の令和2年度市民税所得割課税額の合算額が169,000円未満の世帯の第3子以降の児童
- 生活保護世帯の児童
- 令和2年度市民税が非課税であり、ひとり親家庭世帯の児童
- 令和2年度市民税が非課税であり、在宅障がい者(児)がいる世帯の児童
- 令和2年度市民税が非課税であり、学校教育法の規定による援助を受けている者が属する世帯(準要保護世帯)の児童
- 令和2年度市民税が非課税である世帯の第2子以降の児童
- 世帯の令和2年度市民税所得割課税額の合算額が77,101円未満のひとり親家庭世帯の第2子以降の児童

【誓約・同意事項】

- (1) 本事業の事務の実施に必要な範囲で、徳島市が住民票情報、市民税の所得、課税状況、世帯状況、児童扶養手当支給台帳情報、就学援助受給状況の確認を行うことに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うことに同意します。また、保護者負担金のうち給付対象となる利用料について、徳島市が各クラブに確認することに同意します。
- (2) 徳島市が、学童保育利用料の軽減に伴う給付を行うことを決定した場合は、この申請書を当該給付金の請求書として取扱うこととし、申請者は、これに同意します。
- (3) 徳島市が、学童保育利用料の軽減に伴う給付を行うことを決定した後に、この申請書の不備を理由とする振込不能等の事由によって支払が完了せず、かつ、令和4年4月28日までに、徳島市が申請者に連絡及び確認できない状況となった場合には、徳島市は、この申請書が申請者から取下げられたものとみなすこととし、申請者は、これに同意します。
- (4) 徳島市が、学童保育利用料の軽減に伴う給付を行った後に、申請者の市民税の更正や世帯状況の変更等によって、表面2の軽減対象者が軽減対象要件に該当しないこととなったことが判明した場合は、当該給付金の一部又は全額を徳島市に返還することに同意します。

(裏面にも記入欄があります。)

3. 世帯の状況 ※ 同一敷地内の全員を記入してください。
 【続柄】については学童利用児童との続柄を記入してください。

(枠内記入不要)

№	フリガナ		続柄	生年月日	今年度利用している(または利用実績がある)学童保育クラブ名
	氏名				
学童利用児童名			/	平成 年 月 日	
学童利用児童名				平成 年 月 日	
学童利用児童名				平成 年 月 日	
申請者			続柄	生年月日	勤務先、学校、保育所等 (令和3年4月1日時点)
1				明・大・昭・平・令 年 月 日	
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	

対象	対象利用料

【必要書類について】

※申請者の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等)

※令和2年1月2日以降、市外から転入された場合は、令和2年度住民税所得課税証明書も添付してください。

※上記確認方法により、該当するか否か確認できないときは、戸籍抄本など必要書類の提出をお願いする場合があります。

本人確認書類添付欄 (運転免許証等)	口座確認書類添付欄 (通帳見開きページ または キャッシュカード)
-----------------------	--------------------------------------

軽減の対象とする利用料は、リーフレットに掲載されている学童保育クラブ(児童福祉法第34条の8の規定により本市への届出を行っている学童保育クラブ)の 通常開所時間に係る利用料(ただし、おやつ代及び実費徴収分並びに学童保育クラブの利用の対価に該当しない金額を除く。)に限ります。